

令和7年度第2回いわき市保健医療審議会 議事録

1 開催日時

令和8年1月29日（木）午後2時00分から午後3時35分まで

2 開催場所

いわき市総合保健福祉センター 3階 健康学習室

3 出席者

(1) 審議会委員（19名中11名出席）

齊藤 隆

中島 幸江

鈴木 雄一郎

林 義功

根本 文敬

矢本 聡

長瀬 慶一郎

新村 浩明

菅野 眞理

飯塚 修一

遠藤 トモ子

(2) 事務局

ア 保健所

新家所長、阿部次長兼検査課長

イ 総務課

中村参事兼課長、中井主幹兼課長補佐兼放射線健康管理センター所長、村上主幹兼課長補佐、松本主任主査兼総務係長、新妻事務主任、栗石事務主任

ウ 感染症対策課

矢吹参事兼課長、早坂課長補佐、小野主任事業推進員、鈴木指導保健技師兼感染症対策係長、菅野指導保健技師兼予防接種係長

エ 生活衛生課

丹内主幹兼課長補佐、緑川主任技査兼環境衛生係長

オ 地域保健課

門馬参事兼課長

(3) その他（オブザーバー参加）

小檜山福島県いわき地方振興局県民部副部長

4 審議事項（2件）

(1) 協議事項（1件）

- ・ いわき市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

(2) 報告事項（1件）

- ・ 旅館業法も含めた市内のサウナを有する施設の調査結果と対応方針について

5 会議の形式等について

- ・ 会議を公開することを確認した。
- ・ 議事録は、議事に直接関係する発言又は説明内容のみを記録し、委員名を記録しない「要点筆記方式」で作成することを確認した。

6 議事の内容（主な意見等）

(1) 【協議事項】いわき市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

- 情報提供について、SNSや今後発達するAI等を活用して、子ども、お年寄りなど全世代に向けて平時の準備期からリスクコミュニケーション、偽情報が広がらないように対策を行ってほしい。学校で教えられるような機会があれば良いと思う。（委員）
- 去年はインフルエンザが例年よりも早く流行しはじめたが、収束しているのか。り患した方の人数は把握しているのか。（委員）
 - ◆ 去年は、一昨年よりも1月以上早くインフルエンザA型が流行し、今は落ち着いているが、今度はインフルエンザB型が流行し始めている状況。り患した方の人数は、定点医療機関からの報告数に基づいて把握する都合上、全数を把握しているわけではないが、毎週市のホームページに状況を公表している他、特別な動向を示したときには新聞に掲載する等の対応により、感染症の発生動向の周知について平時から工夫してまいりたい。（事務局）
- まん延防止における対応期について、素案P29『ウ 施設等における感染対策の強化』のうち『(イ) まん延を防止するための必要な措置』が一番重要になると思うが、文言上『(ア) 施設の使用制限等』による要請をした対象事業者や施設管理者等に対し、まん延を防止するために必要な措置を講ずることを要請したとき」にまん延を防止するための必要な措置をとる、となるならば、施設の使用制限等を命じた施設等だけがまん延を防止するために必要な措置をとることになるのか。使用制限等を受けていない施設は、まん延防止対策は行わないのか。施設の使用制限等を要請されていなくとも、まん延を防止するための必要な措置は発生すると思われるのだが。（委員）
 - ◆ 『(イ) まん延を防止するための必要な措置』は、『(ア) 施設の使用制限等』に定めるような、国県による特定の業態、例えばスポーツ施設の事業者や体育館といった施設管理者に対し使用制限等の要請が出された場合に、市では使用制限等だけをさせるのではなく、制限された中で使用する際は人の間隔を空けて使用させる、消毒薬を設置するなどのまん延を防止するために必要

な措置を一緒になって行っていく、という趣旨で記載している。(事務局)

- ◆ 委員御指摘のとおり、『(ア) 施設の使用制限等』の前段階に、P29の18行目『ウ 施設等における感染対策の強化』として「病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設等における感染対策を強化する」ことが大きな前提になっている。あくまでも『(イ) まん延を防止するための必要な措置』は、例えば、映画館や飲食店、コンサート等の興行場など特定の業態に対して『(ア) 施設の使用制限等』の要請が行われた場合を受けて行う市の対応を記載しているものと御理解いただきたい。(事務局)
- ワクチンについて、新型コロナウイルス感染症がまん延した頃には「エッセンシャルワーカー」という言葉が随分出るようになった。素案 P30『(ア) 特定接種』の中で公務員という言葉は出てくるが、感染症の種類によっては、公務員以外の業種も特定接種の対象になるのか。
 - ◆ 特定接種は公務員だけではなく、地域の医療崩壊を防ぐため薬局の薬剤師や医療機関のスタッフ、電気・ガス・水道といった生活を営む上で重要なライフラインに関わる職種など幅広く対象者を国で決めている。(事務局)
- 国から特定接種を行う業種の指示が出るということか。(委員)
 - ◆ 対象となるような職種の方から、有事の際に優先して接種を受けたいという申請をオンラインで行ってもらっている。市では当該申請を確認して名簿作成に反映しており、有事の際に活用していくこととしている。(事務局)
- 医療について、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、今後、あらゆることを想定して国・県・市を挙げて取り組んでいただきたい。(委員)
- 保健について、素案 P46 の 13 行目に「日本語能力が十分でない外国人」と記載があり、最近、外国人が増加している印象があるが、市では対応する体制整備はできているのか。(委員)
 - ◆ 平時において意識して対応していかないと有事の際により混乱が生じてしまうことから、平時から通訳機能を持つ機材を使う等はしている。外国人は生活習慣などが異なると承知しており、どのようなところと協力して対応していけばいいのか整理を進めているところである。(事務局)
- 保健について、新型コロナウイルス感染症の対応の際、FAXなどのアナログな対応があった。今後、感染症が発生した際には、計画案にも記載がある「ICT」や「DX」を活用してスムーズにできればいいと願うところである。この点につき、ICT化にはお金がかかると思うが、本計画が承認された際は、どの程度の強制力をもって市は体制の整備を進めていくのか。「市は、体制を整備する」というのは努力目標なのか、計画に位置づいた以上は予算を決めて動き出していく、というものなのか。
 - ◆ コロナ禍の時は、感染症の発生届をFAXで医療機関と保健所の間でやりとりするのが主となっており、保健所ではFAXで送られてきた内容を職員が入力する作業に追われたという反省がある。発生届のオンライン化を進め

るため、昨年11月からホームページを立ち上げた。そこからログインしてシステムに入力すると、随時、医療機関・保健所間で共有できるシステムになっている。このシステムに関する情報共有として、来月から医療機関の地区カンファレンスにおいて随時説明申し上げてまいりたいと計画している。また、コロナ禍時に用いた積極的疫学調査の情報共有についても国において大きな課題として捉えており、国の感染症サーベイランスシステムの中で、発生届の内容から疫学調査の内容、療養期間中の体調の変化について入力して台帳を作り、出力できるよう改修が進められている。国による改修後は、全国の自治体に向けた説明がある予定となっており、本格運用の際は、各医療機関に説明申し上げ、保健所において有事を想定した訓練を行っていきたいと思っている。(事務局)

(2) 【報告事項】旅館業法も含めた市内のサウナを有する施設の調査結果と対応方針について

- 例えば、ゴルフ場におけるサウナはどのように対応しているのか。(委員)
- ◆ ゴルフ場のサウナは、公衆浴場法に基づき対応している。(事務局)

7 その他

- ・ 事務局（地域保健課）から、禁煙に関する講演会の開催等について情報提供を行った。
- ・ 事務局（総務課）から、次回の開催予定として、令和8年度第1回いわき市保健医療審議会を5月頃に開催予定である旨の事務連絡を行った。

以上